

## 1 審議会等委員への女性の登用目標値と登用状況

## 2 審議会等への女性の参画状況

令和7年4月1日時点

市町村名	市町村、広域の別	目標数値(1-1)		審議会数(1-2)		延総委員等数(1-3)	延女性委員数(1-4)	女性委員比率(1-5)	女性委員比率が下がった理由(1-6)	目的達成のための施策(1-7)	審議会範囲(1-8)	(1)自治法180条の5に基づく委員会(2-1)					(2)自治法202条の3に基づく審議会(2-2)				
		目標年度	数値[%]	うら女性を含む審議会	審議会数							審議会数	女性のいる審議会数	委員数	うち女性	割合	審議会数	女性のいる審議会数	委員数	うち女性	割合
益田市	市町村単独	令和7年度	40	52	48	783	251	32.1				6	5	33	10	30.3	43	40	545	159	29.2
	地方自治法第180条の5に基づく委員会のうち目標の対象(別添1)			6	5	33	10	30.3	資料4-①												
	地方自治法第202条の3に基づく審議会等のうち目標の対象(別添2)			43	40	545	159	29.2	資料4-②												
	その他の審議会の目標の対象(別添3)			3	3	205	82	40.0	資料4-③												
	広域											2	1	5	1	20.0	2	2	58	29	50.0



※ 数値が大きく変動している場合には、経緯を要確認

## 【参考】

令和6年4月1日時点

市町村名	市町村、広域の別	目標数値(1-1)		審議会数(1-2)		延総委員等数(1-3)	延女性委員数(1-4)	女性委員比率(1-5)	女性委員比率が下がった理由(1-6)	目的達成のための施策(1-7)	審議会範囲(1-8)	(1)自治法180条の5に基づく委員会(2-1)					(2)自治法202条の3に基づく審議会(2-2)				
		目標年度	数値[%]	うら女性を含む審議会	審議会数							審議会数	女性のいる審議会数	委員数	うち女性	割合	審議会数	女性のいる審議会数	委員数	うち女性	割合
益田市	市町村単独	令和7年度	40	54	48	826	249	30.1				6	4	33	9	27.3	45	42	539	155	28.8
	地方自治法第180条の5に基づく委員会のうち目標の対象(別添1)			6	4	33	9	27.3													
	地方自治法第202条の3に基づく審議会等のうち目標の対象(別添2)			43	40	539	155	28.8													
	その他の審議会の目標の対象(別添3)			5	4	254	85	33.5													
	広域											2	1	5	1	20.0	2	2	60	29	48.3

## 資料4-①

### 調査票2 別添1

市町村名

益田市

#### 2 審議会等への女性の参画状況

令和7年4月1日時点

##### (1) 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用

###### ①市町村単独で設置している委員会等

	委員会、委員名	委員総数(人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員割合 (%)	目標の 対象外 の場合 「○」	備考
1	教育委員会	5	2	40.0		
2	選挙管理委員会	4	1	25.0		
3	公平委員会	3	1	33.3		
4	監査委員	2	0	0.0		
5	農業委員会	16	5	31.3		
6	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3		
	広域でない委員会の委員数合計	33	10	30.3	…調査票1(2-1)市町村分へ 転記	

※ 設置していない委員会、広域設置の委員会については「-」(半角のハイフン)を記入してください。

※ 複数市町村にまたがる広域の委員会等については、下の「②」「③」に記入してください。

###### ②事務局が管内に所在する広域の委員会等

	委員会、委員名	委員総数(人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員割合 (%)	目標の 対象外 の場合 「○」	構成市町村名
1	教育委員会					
2	選挙管理委員会					
3	公平委員会	3	1	33.3		
4	監査委員	2	0	0.0		
5	農業委員会					
6	固定資産評価審査委員会					
	広域の委員会の委員数合計	5	1	20.0	…調査票1(2-1)広域分へ 転記	

※ 広域で委員会等を設置している場合で、事務局が管内にあるもののみについてご記入ください。

※ 複数市町村にまたがる広域の委員会等については、当該委員会等の事務局が所在する市町村が全委員分をまとめて記入し、「構成市町村名」欄にその他の市町村名を記入してください。

※ 事務局が管内に所在しない市町村は、当該委員会等に管内出身の委員等が含まれる場合でも、都道府県単位で集計する際に人数が重複してしまうことを避けるため、②には記入せず、③に委員会名等を入力してください。

###### ③事務局が他の市町村に所在する広域の委員会等

委員会、委員名	事務局がある 市町村名

## 調査票2 別添2

令和7年4月1日時点

市町村名	益田市
------	-----

## 2 審議会等への女性の参画状況

## (2) 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用

合計	広域の審議会を除く審議会	審議会等数	43	うち 女性委員の いる審議会数	40	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)	…調査票1(2-2)市町村 分へ転記
									…調査票1(2-2)広域分 へ転記
	広域の審議会	審議会等数	2	うち 女性委員の いる審議会数	2	58	29	50.0	

(内訳) \* 広域の審議会をご記入の場合は、備考に「広域」とご記入ください。また、事前に書かれている審議会等で設置していないものがありましたら「-」(半角のハイフン)をご記入ください。

	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)	目標の 対象外 の場合 「〇」	備考
1	市町村防災会議（委員のみの場合）	益田市防災会議条例	48	9	18.8		
	市町村防災会議（会長である市町村長を含む場合）	益田市防災会議条例	49	9	18.4		
2	民生委員推薦会	民生委員法第五条	13	2	15.4		
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一條	15	5	33.3		
4	地方社会福祉審議会	社会福祉法第七条	-	-			
5	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	障害者基本法第三十六条	-	-			
6	公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第四十四条	-	-			
7	保健所運営協議会	地域保健法第十一條	-	-			
8	損害評価会（農協が設置したもの）	農業災害補償法第十二条	-	-			
9	漁港管理会	漁港漁場整備法第二十七条	-	-			
10	地方港湾審議会	港湾法第三十五条の二	-	-			
11	水防協議会	水防法第二十六条	-	-			
12	土地区画整理審議会	土地区画整理法第五十六条	-	-			
13	建築審査会	建築基準法第七十八条	-	-			
14	益田地区広域市町村圏事務組合介護認定審査会	益田地区広域市町村圏事務組合介護認定審査会の委員の定数等に関する条例	46	22	47.8		広域（益田市、津和野町、吉賀町）
15	益田市環境審議会	益田市環境審議会条例	14	6	42.9		
16	益田市廃棄物減量等推進審議会	益田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	12	3	25.0		
17	中央卸売市場開設運営協議会	卸売市場法第十三条	-	-			
18	地方青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第一条	-	-			
19	市町村交通安全対策会議	交通安全対策基本法第十八条	-	-			
20	市町村児童福祉審議会	児童福祉法第八条	-	-			
21	公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	-	-			
22	社会教育委員会	益田市社会教育委員条例	15	7	46.7		
23	益田市スポーツ推進審議会	益田市スポーツ振興審議会条例	8	4	50.0		
24	図書館協議会	益田市立図書館設置条例	5	3	60.0		
25	益田市文化財保護審議会	益田市文化財保護条例	7	1	14.3		
26	博物館協議会	博物館法第二十条	-	-			
27	益田市都市計画審議会	益田市都市計画審議会条例	15	1	6.7		
28	開発審査会	都市計画法第七十八条	-	-			
29	農村地域工業等導入促進に関する審議会 (名称は自治体によって異なる)	農村地域工業等導入促進法第十八条の二	-	-			
30	自転車等駐車対策協議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第7条	-	-			
31	地域審議会	市町村の合併の特例に関する法律第五条の四	-	-			
32	益田市国民保護協議会	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第三十九条	31	5	16.1		
33	益田地区広域市町村圏事務組合障害支援区分認定審査会	益田地区広域市町村圏事務組合障害支援区分認定審査会の委員の定数等に関する条例	12	7	58.3		広域（益田市、津和野町、吉賀町）
34	益田市情報公開・個人情報保護審議会	益田市情報公開・個人情報保護審議会条例	5	1	20.0		
35	益田市行財政改革審議会	益田市行財政改革審議会条例	10	3	30.0		
36	公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	5	1	20.0		
37	介護保険運営協議会	益田市介護保険条例	17	4	23.5		
38	益田市教育支援委員会	益田市教育支援委員会条例	15	12	80.0		
39	益田市奨学金貸付審議会	益田市奨学金貸付条例	8	2	25.0		
40	秦佐八郎博士顕彰委員会	秦佐八郎博士顕彰委員会設置条例	6	2	33.3		
41	益田市学校給食共同調理場運営委員会	益田市立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例	13	3	23.1		
42	益田市予防接種事故対策審議会	益田市予防接種事故対策審議会条例	6	0	0.0		
43	益田市入札・契約適正化委員会	益田市附属機関設置条例（益田市入札・契約適正化委員会設置規則）	4	0	0.0		
44	益田市人権・同和問題解決推進委員会	益田市附属機関設置条例（益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則）	16	7	43.8		
45	益田市男女共同参画審議会	益田市男女共同参画推進条例（益田市男女共同参画推進協議会設置規則）	14	8	57.1		
46	益田市障がい者自立支援協議会	益田市附属機関設置条例（益田市障がい者自立支援協議会設置要綱）	24	8	33.3		
47	益田市スポーツ推進委員連絡協議会	益田市附属機関設置条例（益田市スポーツ推進委員会設置規則）	19	4	21.1		

48	史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会	益田市附属機関設置条例（史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会設置規則）	5	1	20.0	
49	益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会	益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例	15	0	0.0	
50	益田市匹見財産区管理会	益田市匹見財産区管理条例（匹見財産区管理規則）	7	1	14.3	
51	益田市地域福祉計画審議会	益田市付属機関設置条例	10	4	40.0	
52	益田市食育推進会議	益田市付属機関設置条例（益田市食育推進会議設置規則）	18	7	38.9	
53	益田市子ども・子育て会議	益田市付属機関設置条例（益田市子ども・子育て会議設置規則）	11	4	36.4	
54	益田市地域ケア推進会議	益田市付属機関設置条例（益田市地域ケア会議設置規則）	20	5	25.0	
55	益田市立美都農村環境改善センター運営委員会	益田市立美都農村環境改善センター設置及び管理条例	8	3	37.5	
56	益田市地域公共交通会議	益田市付属機関設置条例（地方公共交通会議設置規則）	10	2	20.0	
57	益田市景観審議会	益田市付属機関設置条例（益田市景観まちづくり基本条例）	10	6	60.0	
58	益田市人・農地プラン検討委員会	益田市付属機関設置条例（益田市人・農地プラン検討委員会運営要綱）				廃止
59	益田市行政不服審査会	益田市行政不服審査に関する条例	5	1	20.0	
60	益田市総合戦略審議会	益田市付属機関設置条例・益田市総合戦略審議会運営規則	10	2	20.0	
61	益田食と農の基本計画推進委員会	益田市付属機関設置条例（まだ食と農の基本計画推進委員会規則）	9	3	33.3	
62	益田市空家等対策審議会	益田市空家等対策審議会条例	9	2	22.2	
63	益田市次期一般廃棄物最終処分場施設整備検討委員会	益田市付属機関設置条例（益田市次期一般廃棄物最終処分場施設整備検討委員会設置規則）	7	1	14.3	
64	益田市自転車活用推進委員会	益田市付属機関設置条例（益田市自転車活用推進委員会）	13	4	30.8	
65	益田市いじめ問題対策連絡協議会	益田市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例	15	5	33.3	
66	益田市総合振興計画審議会	益田市総合振興計画審議会条例	17	7	41.2	
67						
68						
69						

小計① 602 188 31.2  
小計② 603 188 31.2

#### 記入上の注意

1. 上記に掲げた審議会等は代表的なものであり、これ以外にも多数存在します。（参考）の例示を参照し、各市区町村で設置されているものがあれば34以下に記入してください。

また、当方の例示に掲載していない内容の会があった場合、市町村独自の条例に基づき市町村の付属機関として設置され、その条例によって担当することを定められた案件に関して、市町村に代わり調停や審査を行ったり審議や調査を行い、最終的にその会でまとめた結果が執行機関（市町村）に報告されてその後の施策に活かされているような会があれば、それらも「審議会等」に含まれます。34以下に記入してください。

\* 地方自治法第202条の3…「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。」

この「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」が本調査で対象としている「審議会等」の範囲です。

すなわち、法律や政令、条例に基づき設置された会でも、設置根拠となる条文の中で調停、審査、審議、調査などを行うと定められていなければ「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」であるといえず、本調査の調査対象となる「審議会等」にはなりません。

（条例で定められた会の設置目的が、委員間の業務連絡や役割分担調整、業務で必要な情報交換などとなっているものは審議会等に含まれません。）

#### 2. 複数市町村にまたがる広域の審議会について

当該審議会の事務局が所在する市町村が全委員分をまとめて人数を記入し、備考欄に広域（関係市（区）町村名）を明記してください。  
記入例：広域（事務局〇〇町、構成〇〇町、〇〇町）

事務局が管内に所在しない市（区）町村では、当該審議会等に管内出身の委員等が含まれる場合でも、都道府県単位で集計する際に人数が重複してしまうことを避けるため、備考欄のみに記入し、人数は記入しないでください。備考欄の記入は次のとおり。

記入例：広域（事務局〇〇町、構成〇〇町、〇〇町）

#### 3. 委員不在の審議会及び廃止になった審議会について

昨年度回答した審議会等の内、令和7年4月1日時点で委員不在の審議会等及び令和6年度中に廃止になった審議会等については、別添4に記入をお願いします。

4. 昨年度と比較して、新規設置・昨年度報告漏れ・委員不在の解消等の理由で今年度新たに記載された審議会がある場合備考欄にその旨をご記入をお願いいたします。

調査票2 別添3市町村名 益田市

## 1 審議会等への女性の登用目標

令和7年4月1日時点

目標とする審議会等で、「別添1」「別添2」以外の審議会等は、下記にご記入ください。

	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の割合 (%)	備考
1	安全衛生委員会	益田市職員安全衛生管理規則	10	4	40.0	
2	公民館運営委員会	益田市公民館管理運営規則	180	70	38.9	
3	益田市特別支援連携協議会	益田市特別支援連携協議会設置要綱	15	8	53.3	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

205 82 40.0 #REF!

## 記入上の注意

## 1. 委員不在の審議会及び廃止になった審議会について

昨年度回答した審議会等のうち、令和7年4月1日時点で委員不在の審議会等及び令和6年度中に廃止になった審議会等については、別添4に記入をお願いします。

## 2. 新規で記載される審議会について

昨年度と比較して、新規設置・昨年度報告漏れ・委員不在の解消等の理由で今年度新たに記載された審議会がある場合、備考欄にその旨をご記入をお願いいたします。